

# 意見書 (平成14年度第5回)

## 三重県公共事業再評価審査委員会

### 1 経過

平成14年10月29日に開催した平成14年度第5回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より海岸事業2箇所、河川総合開発事業1箇所、河川事業8箇所、また、四日市市から河川事業1箇所の審議依頼を受けた。

各審議対象事業に関して、第4回委員会において県の担当者から、また本日、県及び四日市市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審議資料に基づき審議を行った。

### 2 対応方針案に関する意見

審議対象事業に関して慎重な審議を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事及び四日市市長に対して答申するものである。

#### 県事業

##### (1) 海岸事業

3番 相差地区海岸高潮対策事業

7番 阿津里浜地区海岸環境整備事業

3番については、昭和61年度に事業着手し、平成10年度の再評価審査にて「継続」としたものであるが、その後も一定期間が経過して継続中の事業である。また、7番については、平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

第4回の委員会においての現地調査及び再評価の結果、3番については、背後に密集した人家、公共施設等を高潮から保全するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、継続を了承する。また、7番については、環境に配慮しつつ、国道260号を高潮から保全し、地域住民の交通の安全を確保するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、継続を了承する。

なお、今回、資料に誤謬があったが、資料の正確な提出が審議を左右する大事に、改めて留意されたい。

また、海浜の後退に対する対策として、県内各地で養浜を実施しているが、長期的な視野に立ち、自然的な循環を含めた地域内循環システムの中で海岸保全のあり方を検討すべきである。

## ( 2 ) 河川総合開発事業

### 2 番 伊勢路川ダム

2 番については、平成 6 年度に事業採択され、平成 1 0 年度の再評価審査にて「継続」とした事業であるが、その後も一定期間が経過して調査を継続中の事業である。

本事業は当初、伊勢路川の洪水調節、流水の正常な機能維持、水道水の確保が目的であったものの、再評価の結果、南勢町の利水計画の見直しによる水需要量の減少が見込まれること及び、詳細な地質調査の結果により工事費の大幅な増加が見込まれるといった状況の変化と、それらの要因によって事業の投資効果が認められなくなったことから、事業主体の「事業中止」という方針を了承する。

なお、事業中止にあたっては、将来的に必要となる流域の治水方針を含めた、地域への説明責任を果たすべきである。

また、今後、事業の計画策定にあたって、的確に広く地域住民の意見を汲み取る仕組みを取り入れること。

## ( 3 ) 河川事業

8 番 二級河川三滝川都市河川改修事業

9 番 二級河川員弁川都市河川改修事業

1 0 番 二級河川朝明川都市河川改修事業

1 1 番 二級河川鹿化川都市河川改修事業

1 2 番 二級河川三渡川広域基幹河川改修事業

1 3 番 二級河川三渡川（百々川工区）広域基幹河川改修事業

1 4 番 一級河川芥川広域一般河川改修事業

8 番から 1 4 番については、それぞれ昭和の時代に事業着手し、平成 1 0 年度の再評価審査にて「継続」とした事業であるが、その後も一定期間が経過して継続中の事業である。

再評価の結果、それぞれ、河積の拡大や河川横断構造物の改築を行い、流域の浸水被害を防止するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、継続を了承する。

しかしながら、費用対効果が相当高いにも関わらず、完成に長期を費やしていることから、コストの縮減を図りながら、早期に効果が発現できるよう工期短縮を図ること。

また、今後も計画段階から河川の自然環境へ配慮した工法の採用を検討しつつ、維持管理を始めとして、河川との関わりについて NPO 等の組織を育成し、行政と住民の協働をより一層実質的なものにすべきである。

#### ( 4 ) 河川事業

##### 1 5 番 二級河川堀切川高潮対策事業

1 5 番については、昭和 6 3 年度に事業着手し、平成 1 0 年度の再評価審査にて「継続」とした事業であるが、その後も一定期間が経過して継続中の事業である。

再評価の結果、堤防のかさ上げや排水機場の建設を行い、高潮被害を防止するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、継続を了承する。

なお、当該河川周辺には住民の憩いの場が数多く見受けられることから、親水性、地域景観にも十分に配慮すること。